

建築関係5団体×滋賀県

「建築物木材利用促進協定」の締結

～令和7年3月18日(火)に協定締結式を行います～

滋賀県は、県内の建築関係5団体と「建築物木材利用促進協定」を締結します。これは、令和3年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」において、建築物における木材利用を促進するために創設された制度に基づくもので、県内での締結は4件目となります。

都道府県内の主要な建築団体すべてと同時に協定を締結するのは全国初です。

協定締結式

- 日 時：令和7年(2025年)3月18日(火) 16:15～16:40
- 会 場：滋賀県公館（ゲストルーム）
- 出席者：一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会 会長 大村 修 氏
公益社団法人 滋賀県建築士会 会長 福谷 晃 氏
一般社団法人 滋賀県建築設計家協会 会長 門阪 章 氏
公益社団法人 日本建築家協会近畿支部滋賀地域会 地域会長 平居 晋 氏
滋賀県建築設計監理事業協同組合 理事長 野田 芳朗 氏
滋賀県知事 三日月大造

協定（構想）の目的・内容

建築関係の各団体が掲げる「建築物木材利用促進構想」について、各団体と滋賀県が連携・協力することにより、各団体による取組を促進し、構想の達成に寄与することです。

(1)構想の内容（※）

各団体は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や資質向上、木造建築物の普及啓発活動等の推進により、滋賀県内の建築物におけるびわ湖材をはじめとする国産木材の利用促進に貢献していく。



(2)構想の達成に向けた各団体の取組（※）

- 木造建築物の人材育成に係る各種研修会や見学会の開催
- 木造建築物の設計・施工に係る技術者の資質向上
- 設計業務に携わる建築物の構造や内外装に、びわ湖材等を活用
- 建築事業主に対する木造木質化に関する情報提供や環境効果に関する啓発
- 木材利用の意義やメリットについての情報発信
- 地域の林業・製材関係者、木造建築に取り組む建築士等と連携したびわ湖材の利用促進



(3)構想を達成するための滋賀県による支援

滋賀県は、各団体の構想の達成に向けて、技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく取組を優良事例として積極的に広報する。

(4)対象区域：滋賀県内

(5)有効期限：令和7年3月18日から令和11年3月31日まで

※構想の内容と取組は、代表的なものを記載しており、各団体により異なります。

協定制度について

建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現や持続可能な社会の実現を目指すものです。

協定締結式当日の取材について

- すべて取材可能です。